

## 調査結果の概要

### 【調査の概要】

- 1 調査対象**
- (1)派遣元事業所調査 都内で許可を受けた労働者派遣事業を営む 3,000 事業所  
 (2)派遣先事業所調査 都内の常用従業者規模 30 人以上の 3,000 事業所  
 (3)派遣労働者調査 派遣元事業所に雇用されている派遣労働者 2,000 人
- 2 調査時点・方法**
- (1)派遣元事業所調査 令和 4 年 10 月 1 日時点  
 郵送配布、郵送及び WEB 回収  
 (2)派遣先事業所調査 令和 4 年 10 月 1 日時点  
 郵送配布、郵送及び WEB 回収  
 (3)派遣労働者調査 令和 4 年 10 月 1 日時点  
 事業所を通じて配布、事業所を通さずに  
 郵送及び WEB 回収
- 3 回収状況**
- (1)派遣元事業所調査 有効回答数 819 有効回答率 27.3%  
 (2)派遣先事業所調査 有効回答数 819 有効回答率 27.3%  
 (3)派遣労働者調査 有効回答数 490 有効回答率 24.5%

<注意> 統計表の集計について、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、割合の合計が 100%とならない場合がある。また、複数回答を可とした設問では、選択肢ごとに回答者数に対する割合を算出しているため、割合の合計が 100%を超える場合がある。

## 1 待遇格差の実態

### (1)同じ仕事をする正社員と比較した処遇面の格差【派遣労働者調査】

同じ仕事をする正社員と処遇面の格差があると回答した人の各項目を比較すると、「時間あたり賃金」が 68.5%で最も高く、次いで「福利厚生」(52.4%)、「休暇制度」(35.5%)となっている。

「同じにしてほしい」の割合を比較すると、「時間あたり賃金」が 24.5%で最も高く、次いで「福利厚生」(20.9%)、「休暇制度」(16.8%)となっている。【報告書 95 頁】

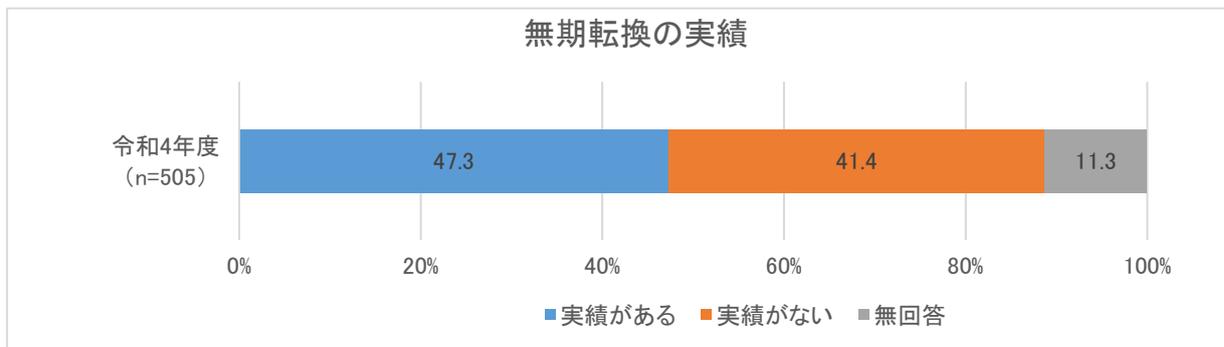
同じ仕事をする正社員との処遇面の格差

	回答数 (件)	処遇面の格差はある			処遇面の格 差はない	無回答
		同じにして ほしい	立場上やむを 得ない	計		
①時間あたり賃金	273	24.5	44.0	68.5	30.8	0.7
②休暇制度	273	16.8	18.7	35.5	63.4	1.1
③福利厚生	273	20.9	31.5	52.4	46.5	1.1
④執務環境	273	9.2	20.1	29.3	69.6	1.1
⑤上司の対応	273	12.5	17.6	30.0	68.9	1.1
⑥在宅勤務	273	13.2	14.7	27.8	68.9	3.3

## 2 無期転換・中途解約の現状

### (1) 無期転換の実績【派遣元事業所調査】

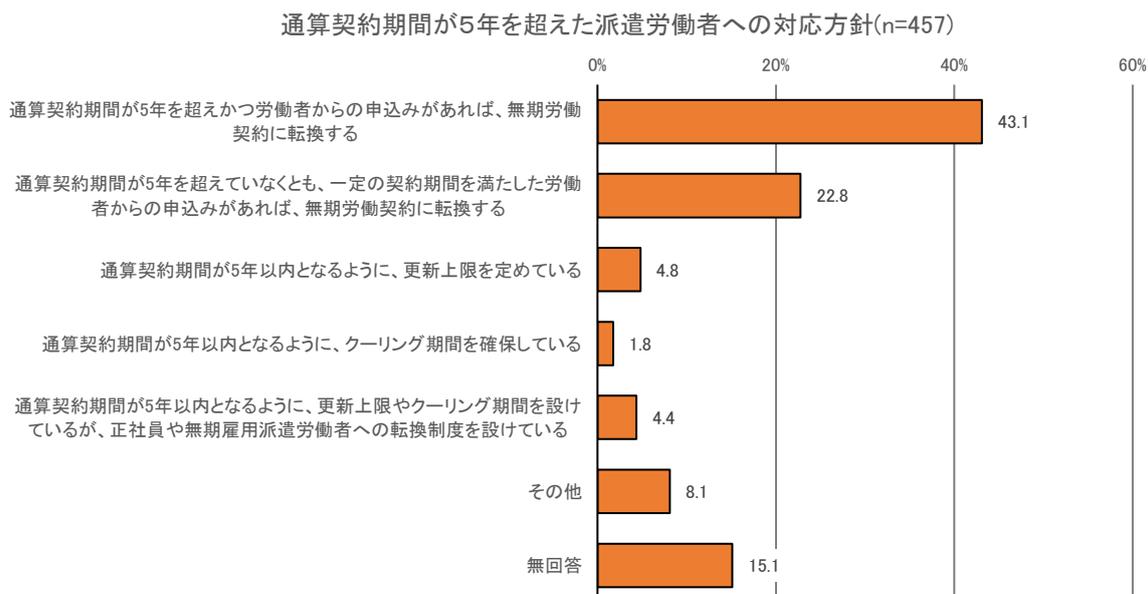
派遣労働者を無期転換した実績は、「実績がある」が47.3%、「実績がない」が41.4%となっている。【報告書 30 頁】



※「有期雇用派遣労働者がいない」を除いて集計

### (2) 通算契約期間が5年を超えた派遣労働者への対応方針

通算契約期間が5年を超えた派遣労働者への対応方針については、「通算契約期間が5年を超えかつ労働者からの申込みがあれば、無期労働契約に転換する」が43.1%、「通算契約期間が5年を超えていなくとも、一定の契約期間を満たした労働者からの申込みがあれば、無期労働契約に転換する」が22.8%となっている。【報告書 31 頁】

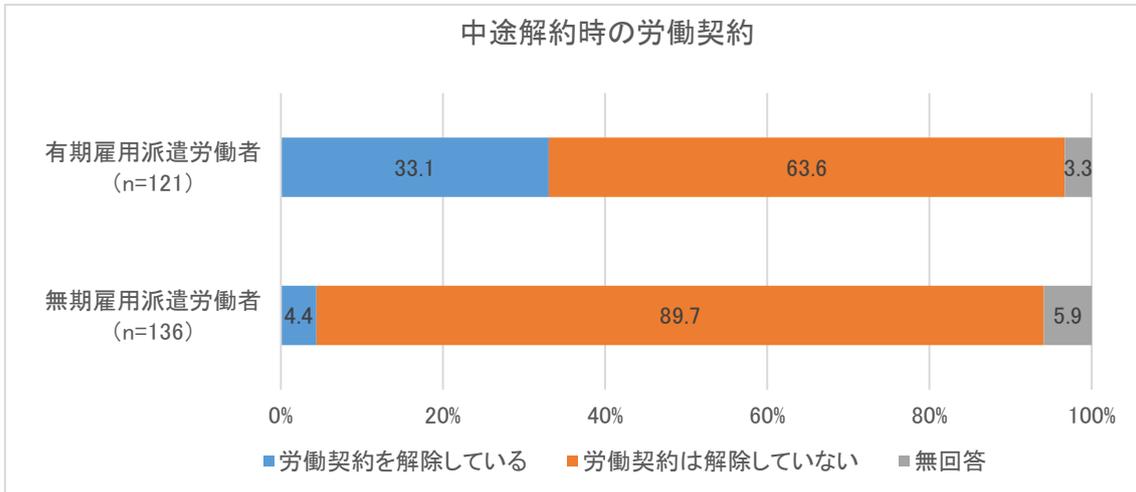


※「有期雇用派遣労働者がいない」、「無期雇用派遣労働者がいない」を除いて集計

### (3) 中途解約時の労働契約【派遣元事業所調査】

派遣契約が中途解約された際の有期雇用派遣労働者については、「労働契約は解除していない」が63.6%、「労働契約を解除している」が33.1%となっている。

派遣契約が中途解約された際の無期雇用派遣労働者については、「労働契約は解除していない」が89.7%、「労働契約を解除している」が4.4%となっている。【報告書 28 頁】



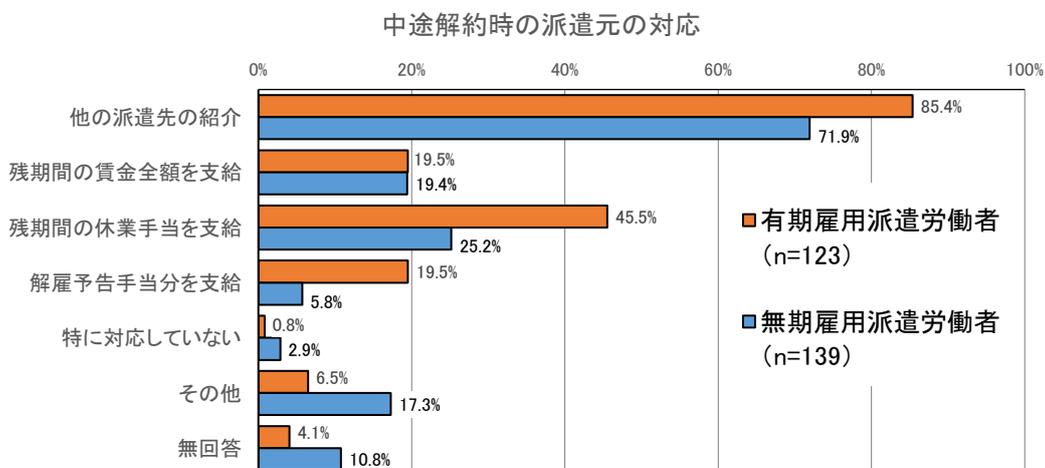
※「有期雇用派遣労働者がいない」、「無期雇用派遣労働者がいない」を除いて集計

### (4) 中途解約時の対応【派遣元事業所調査】

派遣契約が中途解約された際の有期雇用派遣労働者への対応としては、「他の派遣先の紹介」が85.4%で最も高く、次いで「残期間の休業手当を支給」が45.5%となっている。

派遣契約が中途解約された際の無期雇用派遣労働者への対応としては、「他の派遣先の紹介」が71.9%で最も高く、次いで「残期間の休業手当を支給」が25.2%となっている。

【報告書 29 頁】

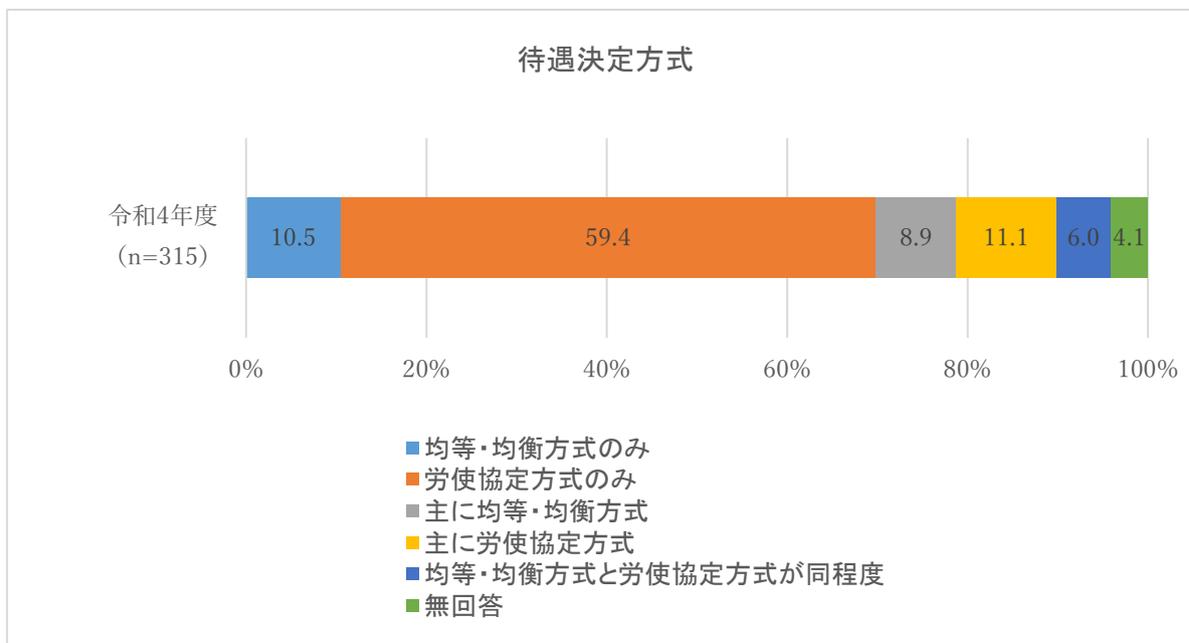


※「有期雇用派遣労働者がいない」、「無期雇用派遣労働者がいない」を除いて集計

### 3 法改正への対応

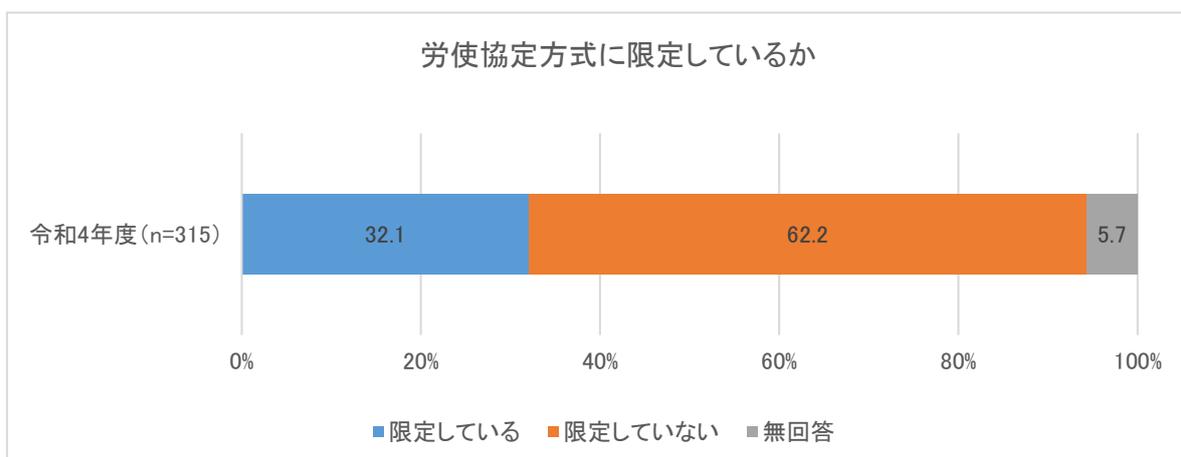
#### (1) 待遇決定方式【派遣先事業所調査】

受け入れた派遣労働者の待遇決定方式については、「労使協定方式のみ」が 59.4%で最も高く、次いで「主に労使協定方式」(11.1%)、「均等・均衡方式のみ」(10.5%)、「主に均等・均衡方式」(8.9%)となっている。【報告書 48 頁】



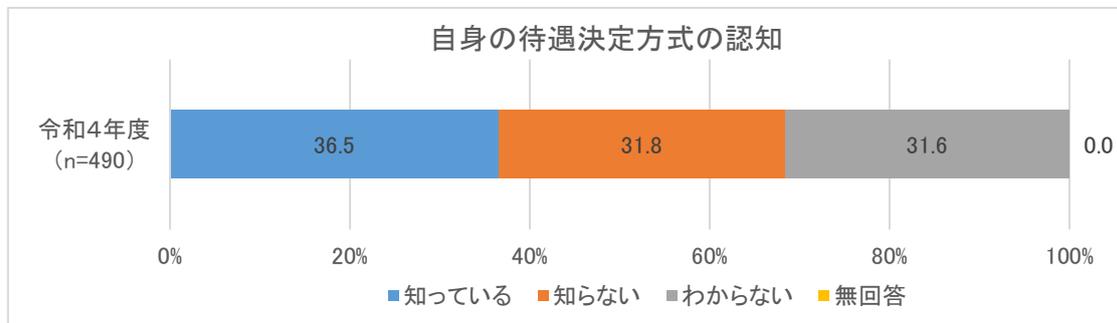
#### (2) 受入れを労使協定方式の派遣労働者に限定しているか【派遣先事業所調査】

派遣労働者の受入れを労使協定方式の派遣労働者に限定しているかについては、「限定していない」(62.2%)が過半数を占めている。【報告書 49 頁】



### (3)自身の待遇決定方式の認知【派遣労働者調査】

自身の待遇決定方式については、「知っている」が36.5%、「知らない」が31.8%となっている。【報告書 82 頁】

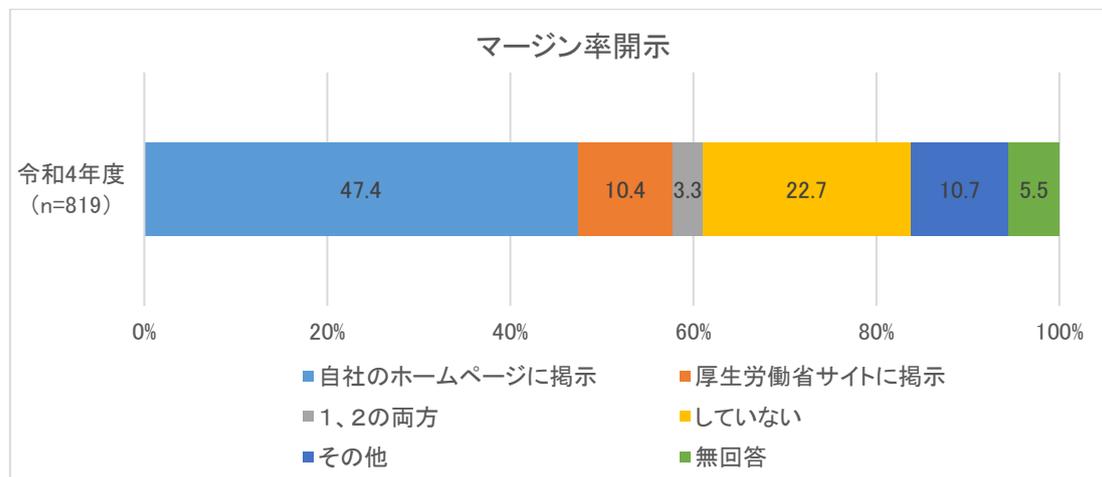


### (4)マージン率の開示【派遣元事業所調査】

マージン率の開示については、「自社のホームページに掲示」(47.4%)で最も高く、「厚生労働省サイトに掲示」(10.4%)、「1、2の両方」(3.3%)と合わせると、61.1%となっている。

マージン率の開示を「していない」と回答した事業所は22.7%となっている。

【報告書 13 頁】



### (5) マージン率の確認【派遣労働者調査】

派遣労働者に対して、マージン率を確認したかたずねたところ、「わからない」が42.9%と最も高く、次いで「確認した」(31.6%)、「確認していない」(22.9%)となっている。

【報告書 77 頁】

